

令和8年度スポーツ医事・トレーニング相談事業要項

1 趣 旨

スポーツ愛好者や選手のけが・病気等に関する相談をはじめ、体力や種目の特性に応じたトレーニング処方を行い、健全なスポーツ活動の推進を図ります。

2 事業内容

依頼により、電話・FAX・メールによるスポーツ医事・トレーニング相談を行います。また、必要に応じて相談員・講師を派遣するとともに、それらに係る経費を本協会が負担します。

3 相談内容

(1) 電話・FAX・メールによる相談について

【様式1】派遣申込書に準じて、電話・FAX・メールで県スポーツ協会までご連絡下さい。

(2) スポーツドクター等の派遣による相談について

派遣を希望する場合には、【様式2】派遣依頼書に必要事項を記入し、実施希望1カ月前までに県スポーツ協会へ提出して下さい。なお、相談員・講師の都合等により、希望のとおりにならない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

実施後は2週間以内を目安に【様式3】実績報告書と活動の様子がわかる写真データ（最低1枚）をメールにてご提出ください。

参 考（相談内容例）

- スポーツ外傷・障害の基礎知識 ○スポーツと栄養 ○アンチドーピング
- 女性に対するスポーツ指導 ○女性アスリートの特性 ○スポーツ心理学
- ストレッチング ○スポーツテーピング ○けがの応急処置
- ウォーミングアップ・クールダウン
- スポーツマッサージ ○筋力トレーニング ○体幹トレーニング

4 決定等の連絡

申込内容に基づき相談員・講師との日程調整を行い、電話連絡を行います。

（日程調整の結果、実施できる・できないに関わらず連絡します。）

5 相談員・講師

本協会スポーツ医・科学委員、スポーツドクター部会員、アスレティックトレーナー部会員
スポーツ栄養士部会員、JADA公認スポーツファーマシスト

※ その他、スポーツ医・科学委員会の認めた相談員・講師を派遣します。

6 その他

感染症の蔓延等の理由により、講師の派遣を中止する場合があります。

7 相談先

公益財団法人 福島県スポーツ協会 生涯スポーツ係

〒960-8043

福島市中町8番2号 福島県自治会館6階

E-mail shougai@sports-fukushima.or.jp

TEL 024-521-7896 **FAX** 024-521-7971